〒514-0009
津市羽所町545番地
TEL 059-225-4735
FAX 059-229-8174

はまゆう

三重県屋外広告美術協同組合

2000年8月1日
はがき会報　第1号
発　行第一部会
情報文化委員会

《7/18(火）　森本理事長日広連へ》

AM9:30より、日広連広告会館に於いて、情報環境デザイン㈱の白石社長を招いて、山形常務を中心に「制作材料データベース整備事業」推進のための勉強会が開かれ、情報文化委員会の立場で理事長が参加した。

《7/19(木）　第3回理事会》

13:30より自治労文化センター4階会議室に於いて、第3回理事会が開催され、出席者は以下の通りとなりました。

＜出席者＞　森本晃理事長・山本正副理事長・松生良人副理事長・嶋田幸夫副理事長・前川克典専務理事・安田秀美・朝井武和・福岡登美男・紀平昌伸・清水敬典・西村文雄・森本克正・光本五彰・各理事と事務長の14名が出席。議題の審議に入る前に、熊澤前理事長への感謝状と記念品の贈呈を行う。引き続き、常任相談役の委嘱状を交付し、其の後熊澤常任相談役から挨拶があり、理事長在任中には理事の皆さんを始め、会員各位の暖かいご理解とご協力により、3期6年の理事の要職を、無事勤める事が出来ましたとの謝辞が述べられました。

＜議題＞

「共同受注・発注について」は、6/29(木)の第2回第3部会「事業・厚生委員会」に於いて、まとめた共同購入事業について協議した結果、各理事の皆さんから色々な意見が出ましたが、最終的には限定資材を4品目程度に絞って、共同購入を行う事で了承を得る。

同時に県内での資材販売業者の方々に対しては、賛助会員を募り、事業の推進を図る事で了承。

「賛助会員規約」案については原案通り承認され、会費については月額7,000円を徴収する案を提示した。

KINKI
Kinki Rental
なんでも貸します
キンキレンタル
＜TEL＞
059-229-6000
＜FAX＞
059-229-1155

「賛助会員規約」(案)

■第1条　三重県屋外広告美術協同組合(以下三広美と称する)定款第7条の規定に基ずく事業推進の為の規約を定める。

■(目的)第2条 本会は三広美に協力し、その発展に助勢することを目的とする。

■(名称)第3条 本会は三広美賛助会と称する。

■(事務所の所在地)第4条 本会の事務所は三広美内におく。

■(会員)第5条 会員は本会の主旨に賛同した資材、機器類のメーカー、取扱社であって、且つ三広美会員、所属員又は賛助会員の推選のあったものとする。

■(事　業)第6条 会員はその取り扱う材料、機械、器具、その他営業に関する知識を三広美に提供し且つその利用を捉す。

■(資格の取得)第7条 会員は加入と同時に三広美指定社の資格を得るものとする。

■(会　費)第8条 三広美に納付する目的をもって会員より月額7,000円の会費を徴収する。

■(除　名)第9条 三広美の事業を妨げ、又は妨げようとした会員。
三広美の事業について不正な行為をした会員。
犯罪その他信用を失う行為をした会員。
会費等の納入期限を6ヶ月以上延滞した会員。

■付　則　本会は平成12年10月1日より施行する。

「広告の日の事業計画」について協議したところ、清水理事から7/13(木)の朝日新聞・三重版に掲載された「松阪インター周辺看板」の景観阻害に対する松阪市の景観保護への取り組みに対して「広告の日」に業界として、対策をこうずるべきであるとの意見があり、恒例の花の種とパンフレットの配布とあわせて、松阪市を中心に実態調査をする事で了承を得た。併せて県と松阪市に対して、業界の立場で要望を行う、また地元松阪支部に於いても、伊勢自動車道・松阪インター付近の違反看板の実態調査を行い、対応への資料とする事で了承を得た。

「その他の議題」

三重県中小企業団体中央会からの補助事業の要請を受けて、9月～10月の2ヶ月間で情報通信の知識とパソコンによるプリント技術の知識の講習を、9月2回・10月2回、合計4回を実施する事で承認を得て、17:00終了した。

《7/21(金)11:00森本理事長三重県庁へ》

三重県・県土整備部都市計画課に於いて、課長・主事・主幹等と野呂松阪市長の新聞報道に関する、景観地区指定云々問題について協議した。

その中で、中日・毎日・伊勢の各新聞社は6/13付けで、報道しており、朝日だけがなぜ7/21なのかとのコメントであった。

只、県としても地方分権を推進しており、屋外広告物についての管理は、市町村へ移管をする方針である、しかし、平成14年以降の実施であり、市町村としても受け入れ体制が整備される迄の時間が必要であり、其の格差は多少異なる場合があるので、かなりの年月が必要と見ている。

また、松阪市としても松阪インター付近の景観地区指定を実施出来たとしても、屋外広告物条例に基ずく、償却期間の有効年数等の問題もあり、早急に解決することは難しいとの判断である。

引き続き、9月10日の「広告の日」の業界と県との恒例行事である「花の種＆パンフレット」の街頭での配布について協議した結果、松阪市を中心に違反広告物の摘発パトロールと併せて実施する事を確認した。

《7/24(月）　第43回全国大会・実行委員会「総務・財政」》

14:00より名古屋ガーデンビル4F会議室に於いて総務・財政委員会が行われ、三広美からは理事長・事務局・安田秀美理事が出席。

＜議題＞1実行計画の見直しについて。　①確定事項の確認　②予定事項の修正　1その他については。　①当日の運営組織・担当責任者について。　②来賓招待者について審議した。

《一言メモ》以前、三広美には「はまゆう」の題字で会報を発行しており、47号を記録しています、当時、矢納専務理事に「はまゆう」を再刊したいと申し出た経緯があります、しかし、なんとなく時が流れてしまったが、いよいよ発刊せざるを得なくなって参りました。

今は情報技術(IT)の進歩によって想像を遥かに超える変革の時代に入り、情報はリアルタイムに処理する現況を考えた時、本組合も少なくとも会報だけでも、毎月皆様のお手元へ届けられるよう心がけたいと考え「はがき会報」を発行する事に致しました。